

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所
入札審査会設置規程

平成 29 年 4 月 1 日
規程第 43 号

(目的)

第 1 条 この規程は、入札契約事務の透明性、客観性の確保及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という。）が発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務の適正な履行を確保するために「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所入札審査会」（以下「審査会」という。）を設置するとともに、その運営について必要な事項を定める。

(所管事務)

第 2 条 審査会は、以下の事務を所管する。

(1) 理事長が契約する案件に関する次に掲げる事務。

- ア 一般競争入札の方式により契約する案件に関し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程（平成 29 年規程第 31 号。以下「契約規程」という。）第 2 条第 3 項及び第 4 項に基づく入札参加資格を定めるに当たって審査を行うこと、及び入札参加申請者の入札参加資格の有無の審査を行うこと。
- イ 一般競争入札において入札参加資格がないと認めた理由についての苦情があった場合の審査を行うこと。

(2) 法人が発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務の入札参加停止措置に関する事項の審査を行うこと。

(3) 法人が特定者と特名随意契約により契約しようとする案件のうち、特定者以外の入札参加意思を公募により確認する手続を経て請負者を決定する案件に関し、応募要件を定めるに当たって審査を行うこと、及び参加希望者の資格の有無の審査を行うこと。

(4) 法人が公募により複数の者から企画・技術等の提案を受け、その中から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、法人が調達する業務等の目的に最も合致した企画・技術能力等を有する事業者を選定する方式により事業者を選定する案件に関し、その採用の適確性、公募条件、公募期間及び事業者選定方法の基本的事項並びに選定委員会の構成などについて、審査を行うこと。

(5) 理事長が契約する案件に関し、契約規程第 7 条に基づく低入札価格調査制度を採用した入札について、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る入札があった

場合、調査及び審査を行うこと。

(6) 理事長が契約する案件に関し、談合情報がもたらされた場合又は談合の疑いがある場合に調査及び審査を行うこと。

(7) その他会長が必要と認める事項

(審査会の組織等)

第3条 審査会に会長及び副会長を置き、審査会の組織は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 会長 副理事長

(2) 副会長 理事

(3) 委員 健康危機管理監、総務部長、企画部長、公衆衛生部長、微生物部長、衛生化学部長、管理課長

2 会長は、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平29規程79・令6規程29・一部改正)

(審査会の会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。

4 会長は、審査会を招集できない場合は、各委員に議事を回付し可否を伺うことで議決に代えることができる。

(審議の特例)

第5条 第2条第1項第2号に掲げる審議について、会議を招集する時間がないとき又は会議に付する必要がないと認めるときは、審査会の審議を省略することができる。

(指名競争入札への準用)

第6条 この要綱の規定は、指名競争入札に参加する者(経常建設共同企業体を含む。)に必要な資格要件を定める場合の審査及び入札参加資格審査申請者の入札参加資格の有無の審査並びに契約する案件における入札参加者の指名の審査及び非指名理由に係る苦情の審査について準用する。

(事務局)

第7条 審査会の庶務は、管理課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第79号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第29号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。